

第二十二号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例
号の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第五条第十八項に規定する特定相談支援事業に関すること。
第四条第一項中「規定する」の下に「訓練等給付費の」を加え、同条第二項中

「前条第三号及び第四号」を「前条第四号及び第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第三号の事業を利用することができる者は、法第五十一条の十七第一項
に規定する計画相談支援給付費の支給決定を受けた者とする。
第七条の二中「減額」を「減額し、」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

江戸川区立障害者就労支援センターで行う事業に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する特定相談支援事業を追加するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。